

1. 会合名	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」(第4回)議事要旨
2. 日 時	平成25年4月5日(金)午後1時00分～午後2時30分
3. 議 案	1. ディスクロージャーの充実について 2. 財務諸表監査等について
4. 主な内容	1. ディスクロージャーの充実について 事務局より、資料に基づき、ディスクロージャーの充実について説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。 (以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言) 【具体的施策その3】 ●会員各社の業務内容について、ディスクロージャー誌にわかりやすい表現で記載を求める。 ○ディスクロージャー誌(の添付資料)に、1枚紙のイメージで業務内容を記載することについてどのように考えるか。 □ 業務内容を分かりやすく記載することは必要であると思う。 □ 会員各社が自社の業務内容を協会作成のフォーマットに基づいて記載すれば、投資家にとっても分かりやすくなるのではないか。信頼性向上は、一義的には顧客への接客姿勢で決まると思うが、このような取組みは顧客に対するアピールになると思う。 □ 協会において、フォーマットを作成することについて、検討してほしい。 【具体的施策その4】 ●会員の主要株主(20%以上保有)及び大株主(上位10位)を、協会ウェブサイトに一覧表として掲載すること。 ①「個人株主」の氏名を協会ウェブサイトに掲載することについて ②株主から会員に対し、協会ウェブサイトへの掲載を拒否された場合には、当該株主名を掲載しない(法人と表示)することについて □ 協会が会員各社の個人株主の氏名を、本人の同意なしに一覧表に掲載して公表することについては、個人情報保護法上の問題が生じるとのことであるが、現在でも『金融証券人名録』など、各証券会社の主要株主や役員の顔写真や住所等を掲載している冊子は刊行されていることから、個人情報保護法上の問題はないのではないかと。 □ 上記情報の掲載は同意が得られた場合のみである。政策的に掲載している会社もあれば、情報公開にネガティブな会社もあるのではないかと。 □ 株主構成を掲載する意図が分からない。どういう株主構成であれば、投資家の信頼性向上に繋がるのか。 ⇒ 投資家からの信頼性向上に直接的に資するというよりは、主要株主や大株

	主を公表することによって、証券会社の経営から不適切な者を排除する「牽制機能」が期待できるのではないかと考えている。 □ 主要株主を単に「法人」、「個人」といった表記で公表するのであれば意味がないと思う。 ⇒ 原則、株主の氏名の公表を検討しているが、個人情報保護法上困難な場合は、実名の掲載ができないので、「個人」として表記するしかない。しかし、実名が公表されなければ、ご指摘のとおり効果は期待できないと思われる。。 □ 現在、主要株主の届出は当局や日証協に対して行われている。不適切な者を排除する牽制機能を目的としているのであれば、当該届出で十分であり、敢えて一般に公表する必要はないと思う。 ⇒ ホームページに掲載することにより、主要株主の氏名が当局や本協会以外の一般の目に晒されることで、牽制機能が働くのではないかと考えている。 □ 株主の氏名の公表は消費者にとって、会社の実態を把握するための有益な情報である。例えば、『会社四季報』では、法人・個人を問わず主要株主の氏名が公表されている。日証協においても、同レベルでの公表を検討いただきたい。 □ 地域限定の非上場会社にとっては、主要株主の氏名を全国に知らしめる必要性はないと思う。情報が悪用され、第三者からの乗っ取りや買収等の危険に晒される惧れがある。仮に、株式に譲渡制限を付与しようとする、総株主の3分の2以上の賛成が必要であり、容易ではない。 □ 投資家は株主構成を見て、証券会社を選択するのではないと思う。また、一般的に主要株主は法人で占められており、個人株主のケースはあまりないのではないか。 □ 本施策は牽制機能強化を意図しているのか、投資家の信頼性向上を目的としているのか。予め整理した上で議論すべきである。 □ 牽制機能の強化が消費者の利益になる側面もある。牽制機能強化と、投資家の直接的な信頼性向上という、2つの目的を検討してもよいのではないか。 □ 例えば、主要株主を公表してもよいと同意が得られたところは公表し、そうでないところは公表しないという方法も考えられるのではないか。 □ 主要株主を公表しないのであれば、公表しない旨を表示させてはどうか。 □ 証券業界以外では、株主構成を公表していない業界もある。また、『会社四季報』に掲載の会社は上場会社であり、法令の義務として開示を行っている。 □ 主要株主の開示、非開示によって証券会社の善し悪しを判断されるのはおかしい。 ⇒ 主要株主の開示は会社の経営に根本的に関わる問題であるし、会社法上の規制や消費者の信頼を得るための観点といった、様々な角度からの検討が必要であると思う。上場会社の場合、主要株主の状況は法令上の開示事項として義務付けられているが、限られた地域のコミュニティの中で経営している非上場の中小証券に対し、上場会社並みの開示を要請するかは適切なかどうかはよく検討する必要がある。主要株主の公表により、透明性を確保できるメリットがある一方、悪用される懸念もあり、慎重な検討が必要である。
--	---

□ 近年、日証協には様々な特色を持つ会社が加入しており、経営者や主要株主が代わることは今後増えていくのではないかと各社がどんな業務を行っているのかディスクロージャーすることが大切であると思う。

⇒ 業態の多様化により、社名や経営者の変更は珍しくない。単純に株主構成を見るだけでよいのかの検討も必要であると思う。

【具体的施策その5】

● 財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等の開示等（各会員における開示、協会ウェブサイトに一覧を掲載）

① ディスクロージャー誌に、財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等を記載することについて

② 各会員のウェブサイト、財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等を記載することについて

③ 協会ウェブサイト、財務諸表監査・分別管理の外部監査の受検状況等を記載することについて

□ 外部監査の受検及び受検状況の開示を懲罰あるいは義務化することについて、どのような意見が寄せられているのか。

⇒ 既に外部監査を受検している会員からは、外部監査の受検や受検状況の開示の義務化に対し、肯定的な意見が多かった一方、未受検の会員からは、高額な監査報酬の支出など、経営に影響を与える影響が大きいと配慮が必要であるという意見が多く寄せられている。

□ 犯罪と規制はイタチごっこのようなものであり、いくら規制が強化されても事件は起こり得るものである。外部監査の受検状況が一覧表として掲載されると、外部監査の未受検会社が不利になってしまうのではないかと。例えば、資本金が1億円以下の小規模な会社が、法令上義務付けられていない財務諸表監査を受検する必要があるのか。外部監査を受検していないことで、信頼性が低いと判断されるのはおかしい。

□ 何か事件が起こる都度、規制が強化され、会員の負担感は増している。

□ 本施策は、外部監査の未受検会社が問題を起こした過去の事例を踏まえ、内部牽制を意図しているのか。それとも、投資者が証券会社を選択するための判断基準を提供することを目的としているのか。

⇒ 財務諸表監査の受検を義務化する方向は難しいと考えるが、分別管理については、既に法令に基づいて顧客資産を預かる全ての会員が外部監査を受けている。その受検状況を公表することで業界としてこういう外部のチェックも受けているということを知らしめることで投資家の信頼性向上に資するのではないかと考えている。また、併せて監査法人名等を公表することで、監査法人等に対する牽制にもなるのではないかと考えている。

□ 例えば、証券取引等監視委員会の検査や日証協の監査を受検したことを公表してはどうか。

- 証券取引等監視委員会の検査や日証協の監査の受検状況を公表することは問題ないか。
 - ⇒ 証券取引等監視委員会のウェブサイトでは、検査実施中の対象先を公表している。また、本協会の監査は協会ウェブサイト上では監査先を公表していないが、会員の自社のウェブサイト上において公表することは問題ない。
- 協会ウェブサイトで外部監査の受検状況を一覧にしてしまうと、有利不利の問題が生じるかもしれない。しかし、証券業界の特色として、当局の検査や自主規制機関である日証協の監査を受検していること、監査法人等による分別管理の外部監査を受検していることはアピールできる点なのではないか。そういった情報を会員のウェブサイトに任意に掲載することで、投資家に対して安心感を与えることができると思う。
- 財務諸表監査の未受検会社への影響を考慮し、外部監査の受検は義務化ではなく、努力目標として検討いただきたい。
- 外部監査の受検が法令上義務付けられている会社はそれなりの理由がある。特定の会社の不祥事によって、受検が義務付けられていない会社に対しても規制を強化し、外部監査の受検の有無によって単純に判断されることには違和感を覚える。
- 法令改正により、外部監査の受検義務化を検討しているのか。
 - ⇒ 法令による義務付けは現在のところ検討していない。IMF等の報告書では、先般の金融危機を踏まえ、金融機関に対して広く外部監査の義務付けを求めていると承知しており、それが世界的な流れでもあると思う。しかし、外部監査の義務付けが、長年地元で投資家との間で信頼を築いてきた中小証券の信頼性の一層の向上にすぐに繋がるかどうかは必ずしも明確ではない点是否定できない。一方、首都圏で新たに参入する証券会社の業態は多様化しており、また、海外との取引が活発化し、外国株主が主要株主になるケースもある。それぞれの会社に対し、どのように第三者チェックを行うべきか、バランスが大切になってくると思う。現在の施策としては、自己資本規制比率が低下した会員に対し、監査の頻度を高めたり、特別監査を実施している。
- 既存の証券会社への規制強化よりもまず、問題会社に対する検査を強化する姿勢を示していただきたい。オフサイトモニタリングの精度を高め、監査先の絞込みを行うことで効率化を図ることができると思う。
 - ⇒ 監査項目や監査対象の絞込みは随時行っている。また、昨年7月からは「特別監査室」を設置し、例えば、自己資本規制比率が低下した会員や風評のある会員等に対して特別監査を実施している。
- 証券業界全体の信頼性を向上させるためには、既存の会社は積極的に開示を行うべきである。また、規制強化だけでなく、適当な競争相手の参入を促すことで市場が活性化し、相乗効果が生まれると思う。
- 協会ウェブサイトへ一覧表を掲載すると、各社の規模や業態を考慮せず、単純に比較してしまうのではないか。各社のディスクローチャー誌に記載する方が正確に業務内容を理解してもらえと思う。

- 外部監査の受検状況や、証券取引等監視委員会の検査や日証協の監査の過去の受検状況を併せて掲載してはどうか。また、受検の必要がない会社は、その旨を表示すればよいと思う。
- 外部のチェックを受けていることを示した方が、信頼性向上に繋がると思われる。
- 外部監査の受検状況だけを考慮すると、中小証券は不利である。あくまで自社のウェブサイトへの記載で足りるのではないか。地域に密着して営業を行う中小証券では、顧客に対する公表のみで足り、全国へ知らせるメリットはない。これから取引を行おうとする投資家は、日証協のウェブサイトではなく、会員のウェブサイトを閲覧するのではないか。
- 消費者は証券会社に対する知識がないため、会員のウェブサイトよりも、自主規制機関である協会のウェブサイトの方がアプローチしやすいのではないか。各社の検査の受検状況等について、一覧性があれば分かりやすいと思う。
- 協会ウェブサイトから証券会社を選択する人はいないのではないか。協会ウェブサイトには会員のウェブサイトへのリンクがあるため、投資家は会員のウェブサイトで詳細を確認すると思う。投資家はまず、手数料や取扱商品等によって証券会社を選択するため、協会ウェブサイトを閲覧するのは、それよりも後の段階であると思う。
- 協会ウェブサイトから証券会社の情報を調べられるよう公表しておく必要がある。
- 各社のサービス内容等を比較できるようにすることは今後、必要になってくると思う。
- 各社が取扱商品等をフォーマットに基づいて作成し、自社のウェブサイト上で閲覧できるようにしておくことが大切だと思う。

2. 財務諸表監査等について

事務局より、資料に基づき、財務諸表監査等について説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。

【具体的施策その6】

- 会員に対し、公認会計士又は監査法人による財務諸表の外部監査の受検を奨励する。

【具体的施策その7】

- 会員に対し、公認会計士又は監査法人による自己資本規制比率に関する外部監査の受検を奨励する。

- これまでの議論等を踏まえると、財務諸表の外部監査の受検を奨励することは困難であると思われるがどうか。

	□ 顧客の預り金の不正流用は犯罪行為のため、外部による検査以外防止できないという意見は妥当であると思うが、どういった者から検査を受けるべきかという問題もある。 □ 消費者の信頼性確保のためにはディスクロージャーだけではなく、IMF による報告書など国際的な動向を踏まえ、財務諸表の外部監査を義務付けるなど、将来的にはチェック体制を充実させることが重要であると思う。また、財務諸表の外部監査以外の施策を検討することは非常良いことだと思うので、積極的に具体化していただきたい。 □ 多くの会社においては、財務諸表の外部監査を受ける必要があることは理解しつつ、コストはかけたくないということだろう。こうした意見を踏まえ、事務局として落としどころを検討し、論点整理のたたき台を整理してほしい。 □ 証券業界では、各社が費用を捻出して自主規制機関を設立し、自主的に監査を行っている。そういった意味では、単にコストが高いから、財務諸表の外部監査を受けていないという訳ではないと思う。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03－3667－8470）